平成２９年（フ）第５０号
京都市下京区綾小路通大宮西入坊門町782番地１　ユニロイヤル四条大宮　109号
債務者　大竹　美輝
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
鹿児島県霧島市国分下井717番地２　グランツブルーメM101
債務者　首藤　寿美（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝原　章吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第３号
秋田県山本郡三種町森岳字西飛塚51番地２
債務者　佐賀　真一
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第７号
三重県松阪市川井町834番地１　サンマンションエルステージ松阪１番館204号、前住所三重県松阪市泉町1700番地１　エーデルハイムＤ201
債務者　真下　和代
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１２１号
山口市吉敷佐畑４丁目９番１号　医療法人祐圭会　山口よしき病院、住民票上の住所山口市小郡下郷773番地１　ロイヤルマンション106号
債務者　烏田　佳政
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　詩土
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
埼玉県草加市瀬崎１－６－５－301、住民票上の住所埼玉県草加市吉町５丁目６番47号
債務者　松井美代子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
福井県坂井市坂井町宮領第31号13番地
債務者　八木　造吉
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９０号
愛知県安城市美園町２丁目14番地７　コーポ川村305、前住所岐阜県大垣市横曽根５丁目108番地７　クオレ108　203号
債務者　保坂　　温
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５５号
福島県岩瀬郡天栄村大字上松本字西畑30番地１
債務者　北畠　成美
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３号
福島県田村市常葉町常葉字町裏59番地　町裏団地19号
債務者　大澤　初栄（旧姓箭内）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
金沢市湯涌田子島町ハ172、住民票上の住所金沢市湯涌田子島町ハ172番地１
債務者　戸田　誠司
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７４号
兵庫県川西市清和台東４丁目４番地の172、前住所兵庫県伊丹市寺本東２丁目２番６－301号
債務者　松本　祐美
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
兵庫県伊丹市北本町３丁目160番地　大和ハイツ203号、前住所大阪府堺市堺区栄橋町１丁２番８号　パシフィック堺202号
債務者　河本　洋志
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目８番１－504号
債務者　中越　和志
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
兵庫県宝塚市安倉北３丁目４番11号サンハイツ南棟201号室
債務者　猪俣　勝美
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第７号
鳥取県鳥取市美萩野４丁目424番地112、旧住所鳥取県鳥取市賀露町西３丁目３番16号
債務者　瀬戸美穂子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
鳥取地方裁判所民事部